

問は問い合わせ先です

## 国民健康保険税の2割軽減の申請について

国民健康保険税の軽減制度  
 国保税は、所得割額、資産割額、均等割額（一人当たりの額）および平等割額（一世帯当たりの額）の合計額が一年間に納める税額になります。そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。

なお、軽減の基準については、世帯内の前年中の所得額が一定以下（国の示す基準額以下、表参照）の場合になります。

「2割軽減」は申請が必要です  
 2割軽減については、申請が必要になります。（7割・5割の軽減については、これまでどおり申請は不要です）2割軽減の対象となる方には、申請書を送付します。その期限までに提出ください。  
 申請受付期間（期間厳守）  
 7月15日（火）～7月31日（木）  
 8時30分～17時15分  
 土・日・祝日を除く

### 軽減の基準

軽減割合	国の示す軽減基準額など	申請
7割軽減	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が、33万円以下	申請不要
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 納税義務者を除く被保険者数) 以下	申請必要
2割軽減	33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	申請必要

受付場所 市庁舎1階税務課  
 なお、軽減制度は、いずれも所得の申告をしている方が対象となります。  
 ④ 税務課国民健康保険係  
 ☎ 22 1313

## 国民健康保険・老人保健からのお知らせ

住民税非課税世帯などの方は、入院時の食事代や自己負担が減額される制度があります。  
 該当する方は、市保険課（健康センター内）で申請し、「認定証」の交付を受けてください。  
 なお、現在認定証をお持ちの方も、有効期限が7月31日までとなっています。引き続き8月以降も必要な方は、改めて申請が必要となりますので、8月中に手続きをしてください。  
 なお、不明な点がありましたら、左記までお問い合わせください。  
 ④ 申請に必要なもの  
 ・ 保険証  
 ・ 老人医療受給者証  
 ・ 老人保健対象者のみ  
 ・ 印鑑  
 ④ 保険課国民健康保険係・老人保健係  
 ☎ 22 1361

## 国民年金保険料の「免除申請」はお早めに

自営業者、農林漁業従事者などの国民年金の第1号被保険者は、ご自分で保険料を納めなければなりません。

しかし、所得の減少や失業などで、経済的に保険料を納めることが難しい場合には、「保険料免除制度（全額・半額）」があります。  
 全額免除 保険料の全額（月額13,300円）を免除します。  
 半額免除 保険料の半額（月額6,650円）を免除します。  
 「未納」と「免除」では大違い！

基礎年金受給資格期間	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
入りません	入りません	入りません	入りません
入ります	3分の1として計算	3分の2として計算	入ります
入ります	3分の2として計算	3分の1として計算	入ります
入ります	入ります	入ります	入ります

手続きは簡単！お早めに  
 市民課国民年金相談係窓口で申請してください。後日、社会保険事務所へ審査し結果を通知します。承認されると、申請した月の前月から平成16年6月までの保険料が免除されます。  
 ④ 手続きに必要なもの  
 ④ 印鑑（本人署名の場合は不要）

平成15年1月2日以降に転入された場合は、前年の所得を証明するもの  
 失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格証」の写しなどが必要となります。  
 \* 申請免除は、本人および配偶者、世帯主の所得が基準となります。1人でも無申告の場合には申請できなくなります。  
 年金手帳（基礎年金番号）は一生涯使用します  
 国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付されます。  
 手帳に記載されている基礎年金番号は、加入記録などを管理するためのもので、一生変わらさず使用する番号です。就職、結婚、退職といった節目の届け出や、年金に関する問い合わせの際も、同じ番号を使います。

国民年金や厚生年金保険の加入状況を記録する欄もあり、就職、退職などの記録を自分で年金手帳に記入しておくと、年金の相談や請求の際に役立ちます。  
 あなたの年金を守る鍵、「年金手帳」を大切に保管してください。  
 ④ 社会保険事務局大河原事務所  
 ☎ 0224 51 3111  
 ④ 市民課国民年金相談係  
 ☎ 22 1312

## 農業所得の申告は、原則「収支計算」による申告になります

農業の「所得標準」による申告は平成14年分までで廃止され、平成15年分の申告からは、原則収支計算（実際の収入金額から必要経費を差し引き、所得を算出する）による申告となります。  
 収支計算による申告を行うためには、ご自分の収入金額や必要経費に係る記帳と、出荷伝票や領収書などの保存が必要となります。来年の申告からスムーズに行えるよう、早めに準備を始めましょう。  
 ④ 収支計算ができない農家の方  
 「農業所得簡易計算」による計算方法が新設されます。ただし、水稲作付面積2ヘクタール未満の農家の方のみ（自家用畑の作付がある場合を含みます）が適用対象となります。

有機栽培や無農薬栽培などの特殊な方法により栽培する方や、大農具などを多く所有して必要経費が収入金額を上回るような農家の方も、収支計算による申告をお願いします。  
 ④ 税務署・市では、確定申告の相談・収支計算の指導などを行っていただきます。お気軽にご相談ください。  
 ④ 大河原税務署  
 ☎ 0224 52 2294  
 ④ 税務課市民税係 ☎ 22 1313

## 児童手当現況届の提出を忘れていませんか？

児童手当を受けている方は、毎年6月に現況届を提出しなければなりません。（この現況届を提出しないと、引き続き児童手当を受けられなくなります）  
 まだ提出していない方は、大至急、市民課窓口で手続きをしてください。該当する方には、6月初旬ごろに現況届用紙を送付しています。

④ 市民課総務係 ☎ 22 1312



## 家屋を取り壊した方は、税務課にお知らせください

固定資産税は毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

家屋の一部または全部を取り壊した場合（登記の有無は問いません）や、売買や相続などにより、未登記家屋の所有者に変更が生じたときは、税務課へお知らせください。

建物を取り壊した時  
 家屋取壊届を提出  
 未登記家屋の所有者が変わった時  
 未登記家屋所有者変更届を提出

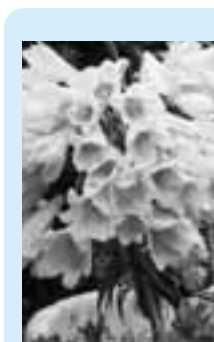
また、店舗を住宅や倉庫に、またはその逆など、建物の用途を変更したとき、住宅用地から駐車場に、またはその逆など、土地の利用形態を変更したときもお知らせください。  
 ④ 税務課固定資産税係  
 ☎ 22 1313

④ 市民課 ☎ 22 1312

## 障害者スポーツ助成事業を利用しましょう

市では、心身に障害のある方の心身機能訓練や社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、スポーツ施設利用料金の一部を助成する事業を行っています。

利用できる方  
 次の手帳・証書などを持っている方本人と介助者の方1名  
 ・ 身体障害者手帳  
 ・ 療育手帳  
 ・ 精神障害者保健福祉手帳  
 ・ 特別児童扶養手当受給者証  
 ・ 特定疾患医療受給者証  
 対象施設  
 ・ 益岡公園、白石川緑地、岩崎公園の庭球場などの体育施設  
 ・ 勤労者体育センター  
 ・ スポーツランドしろいし  
 ・ ホワイトキューブ  
 ・ みやぎ蔵王白石スキー場  
 助成額 対象施設ごとに週2回を限度として使用料の半額を助成します。ただし、1日以内を単位とするものに限ります（個人会員券、市民会員券、シニア券は対象外）。  
 利用方法 各施設の窓口で手帳または証書などを提示し、介助人も含めた障害者スポーツ利用助成券の交付を受け、使用料から助成額を差し引いた額を納付ください。  
 ④ 福祉事務所社会福祉係  
 ☎ 22 1400



5月末、小原下戸沢地区の八島信夫さん方で、鉢植えの乙女ユリが1株から57組ものきれいなピンクの花を付けました。  
 例年なら数組しか咲かないとのこと。栽培して十数年「これほど咲いたのは初めてのことです」。